

放課後児童会 を利用されるみなさまへ

1 開設時間について

放課後児童会の開設時間は、次のとおりです。なお、日曜日・祝日・年末年始はお休みです。

【 平 日 】 午後1時 ～ 午後6時30分

【 土 曜 日 】 午前8時 ～ 午後6時

【 学校休業日の平日 】 午前8時 ～ 午後6時30分

【 学校休業日の土曜日 】 午前8時 ～ 午後6時

※ 年末年始とは、12月29日から翌年1月3日までのこと。

※ 学校休業日とは、夏休みなどの長期休業日や学校行事の代休日のこと。



2 土曜日・学校休業日の利用について

土曜日の利用を希望する方は、前日までに支援員にお知らせください。また、利用当日は、必要に応じて昼食・おやつを持参してください。

学校休業日の利用についても、必要に応じて昼食・おやつを持参してください。

土曜日や学校休業日の利用は、基本的に平日と同じ児童会となりますが、特別な事情により、平日と異なる児童会の利用を希望する場合は、青森地区は子育て支援課、浪岡地区は健康福祉課までご相談ください。

3 帰宅方法について

ご家庭の状況に応じて、児童だけで帰宅させることは可能ですが、午後5時30分以降に帰宅する場合は、保護者のかたのお迎えをお願いしております。帰宅時間、帰宅方法については支援員にお知らせください。

4 緊急時、災害時の帰宅方法について

児童会の運営については万全の注意を払っておりますが、万が一、ケガをしたり体調が悪い場合などは、保護者のかたへ連絡し、児童会まで迎えに来ていただく場合がありますので、ご了承ください。

また、事件や自然災害等で、学校が「一斉下校」、「保護者引渡し」、「休校」などの対応となった場合は、可能な限り児童会を開設いたしますが、児童1人での登会や帰宅はできません。児童会をご利用の際は、保護者のかたの送迎が原則となりますので、ご協力をお願いします。



5 学習について

宿題や自習等の学習の時間を設けていますが、原則として勉強を教えるということはありません。ご家庭で宿題等を確認くださるようお願いいたします。



6 給食のない日について

土曜日や学校休業日等、給食のない日は必要に応じて昼食を持参してください。

※ 新1年生は、入学式から1週間くらいは給食がありませんので、給食が開始されるまでは、お弁当を持たせてください。

7 お薬について

児童会において、児童に与薬をしなければならない場合は、支援員へ「何の薬であるか」、「いつ飲ませる（つける）のか」、「分量はどれくらいか」をお知らせください。

なお、児童会で与薬できるのは、医師が処方した薬のみです。

8 習い事や病院等について

児童会に一度出席した後で、習い事等に行く場合は、その後、再び児童会へ戻る事ができません。ただし、病院や放課後デイサービス等を利用する際に、施設職員や保護者のかたの送迎が可能な場合は、再び児童会へ戻る事ができます。

土曜日や学校休業日についても同様です。



9 児童会との連絡方法について

保護者のかたと児童会との連絡は、「放課後児童会かいいん手帳」で行います。

欠席を予定している場合や、その他の連絡等がある場合は、記入・押印のうえ、児童会に提出してください。なお、当日の急な欠席については、児童会開設時間中に児童会の携帯電話にご連絡ください。

児童から口頭で欠席や早退の連絡があった場合や、保護者のかたからの連絡がないまま欠席した場合は、入会申込書等に記入された連絡先へ電話確認させていただきますのでご了承ください。

10 傷害保険について

子育て支援課では、児童が児童会でケガをした際の傷害保険に加入しております。

児童会の活動中にケガをして医療機関を受診した場合は、子育て支援課から保険会社に事故概要を報告しますので、保険会社からご自宅へ保険請求に関する書類が届いた際には、保険金の請求手続きをお願いいたします。

11

負担金の納入について

児童会利用にあたっての負担金は、児童1人につき月額3,200円です。忘れずに納入して下さるようお願いいたします。

- ・ 毎月中～下旬頃、児童会より「納入通知書」を配付しますので、指定された期日までに取扱金融機関や青森市役所会計課窓口にて納入してください(コンビニ収納は実施していません)。支払いが遅れた場合は、督促手数料・延滞金が発生いたしますのでご了承ください。
- ・ 口座引き落としを希望されるかたは、金融機関や担当課窓口、各放課後児童会で受取った口座振替用紙に必要事項をご記入のうえ、希望される金融機関で手続きをお願いします。引き落としは、手続き終了後の翌月以後から可能になります。
(新1年生は、4月の納入通知書配付の際に口座振替用紙をお渡しします。)



- ・ 負担金は出席日数に関わらず、入会期間に応じて発生します。
例) 入会期間が4月1日～4月30日までの場合、実際の出席日数が1日であっても、4月分の負担金は3,200円です。
- ・ ただし、入会した月又は退会する月の入会日数が15日以下の場合、その月は1,600円になります。
例) 入会期間が7月20日から8月31日までの場合(7月の入会日数12日、8月の入会日数31日)、7月分の負担金は1,600円、8月分の負担金は3,200円です。
- ・ 減免制度
生活保護受給世帯や児童扶養手当受給世帯、就学援助の認定を受けている世帯、2人以上の児童が入会する世帯は、申請により負担金が減額又は免除となりますので、申請書と添付書類のご準備ができましたら、担当課までご提出ください。

- 負担金を期日までに納入いただけない場合は、負担の公平性の観点から、やむを得ず退会していただく場合があります。



12

入会後の家庭状況の変更及び退会について

放課後児童会入会申込書の記載事項に変更が生じた場合や児童会を退会する場合は、担当課への届出が必要です。担当課の窓口にて手続きのうえ、入会している児童会にもお知らせください。

【 放課後児童会家庭状況等変更届 】

- ・ 住所、電話番号、勤務先等が変わったとき
- ・ 産休で仕事を休むとき
- ・ 児童の保護者が変わったとき
- ・ 入会日を変更するとき
- ・ 退会日を変更するとき など

【 放課後児童会退会届 】

- ・ 保護者が仕事を退職したとき
- ・ 育休で仕事を休むとき
- ・ 家庭の事情により退会するとき など

〈注〉担当課窓口にて退会届を受理した日以降が退会日となります。

退会希望日よりも後に届出をした場合、遡って退会することはできませんのでご注意ください。

例 1) 退会希望日が 9 月 30 日の場合は、9 月 30 日までに退会届を担当課窓口へ提出してください。

例 2) 最後の出席が 9 月 30 日であっても、10 月 1 日に担当課窓口へ退会届を提出した場合は、10 月 1 日が退会日となり 10 月分の負担金が発生します。

13

その他

- ・ インフルエンザなどの感染症の発生により、休校または学年・学級閉鎖となった場合は、感染症の拡大を防ぐため、対象となる児童（例：1 年 2 組学級閉鎖⇒同クラスの児童全員）の児童会への出席を停止させていただきます。
- ・ 学校外で開設している児童会もありますので、「学校から児童会まで」、「児童会からご自宅まで」の経路について、ご家庭でも交通安全指導をお願いします。

〈お問合わせ先〉

青森市 こども未来部 子育て支援課 放課後子ども育成チーム
〒030-0801 青森市新町 1 丁目 3-7
電話：017-734-5348

青森市 浪岡振興部 健康福祉課 民生福祉チーム
〒038-1392 青森市浪岡大字浪岡字稲村 101-1
電話：0172-62-1113